平塚市　建築指導課

防火耐震工事の取扱いについて

本取扱いは、木造住宅耐震化促進事業における防火耐震工事の補助対象となる木造住宅の軒裏、外壁及び開口部の改修の仕様等、事業実施に際して必要な事項を定めるものである。

１ 補助の対象となる工事の改修仕様

補助の対象となる工事の改修仕様は、延焼の恐れのある部分の外壁の開口部を「防火設備」とし、かつ、外壁及び軒裏を「防火構造」としたものとする。

２ 防火耐震工事に係る耐震改修の設計における提出図書に記載すべき事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出図書 | 明示すべき事項 | 備考 |
| 平面図 | ・隣地境界線、道路中心線  ・延焼の恐れのある部分  ・防火耐震工事を実施する外壁、軒裏の範囲  ・防火設備等の位置、形状及び寸法 | 防火耐震工事を行う外壁、軒裏、防火設備の数量が確認できるよう記載。 |
| ※改修内容がわかる図書(仕様書等) | ・防火耐震工事を実施する外壁、軒裏の仕様  ・防火設備等の仕様 |  |
| ※詳細図 | ・防火耐震工事を実施する外壁(屋外側、屋内側)、軒裏の仕様(大臣認定の場合はその詳細図及び認定番号等) | 大臣認定の場合は、詳細図が記載されたもの(大臣認定の別添)を添付しても可。 |
| ※チェックシート(表1) | ・外壁の断面、軒裏及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法 |  |

　※改修内容がわかる図書(仕様書)、詳細図、チェックシート(表1)については、明示すべき事項を平面図に記載すれば省略することができる。